

東京都災害派遣精神医療チーム (東京 DPAT)マニュアル



東京都福祉保健局

東京都災害派遣精神医療チーム (東京 DPAT)マニュアル (第2版)



令和5年3月



東京都福祉保健局

は じ め に

阪神・淡路大震災以降、被災者の心理的支援の必要性が認識され、「こころのケア」と呼ばれるようになりました。東京都は新潟中越地震や東日本大震災等、多くの「こころのケアチーム」を派遣し、地元関係者と協同して支援を行ってきました。

そして、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震（14 日前震、16 日本震）では、本震 4 日後から都立病院等 6 機関 8 班 28 名を派遣し、避難所巡回・家庭訪問による精神保健福祉相談及び啓発活動等を行っています。この熊本地震の支援活動の反省から、大規模災害時等の精神保健医療機能の低下や災害時ストレス等精神保健医療ニーズに、発災直後から中長期まで円滑かつ迅速に対応する体制整備が課題とされました。

そこで、「東京都災害時こころのケア体制（東京 D P A T[※]）整備事業」を立ち上げ、連絡調整会議及び作業部会において、東京 D P A T の創設に向け指揮命令系統・派遣基準・活動内容等を議論し、平成 30 年 3 月に「東京都災害派遣精神医療チーム（東京 D P A T）マニュアル」を作成いたしました。

その後、令和元年度から災害拠点精神科病院、災害拠点精神科連携病院の指定や関連研修・訓練への参加があった中で、東京 D P A T の活動について新たに規定すべき点などが明らかになったことから、5 年ぶりにこのマニュアルを見直すこととなりました。

このマニュアルは、東京 D P A T の様々な研修・訓練に活用していくとともに、より実践的な活動に資するため、さらに修正変更してまいります。今後も、災害時における精神医療と精神保健福祉活動の充実を図ってまいりますので、引き続き、関係機関の皆さまの御協力と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、都道府県及び指定都市によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

令和 5 年 3 月

東京 D P A T 統括者

東京都福祉保健局障害者医療担当部長

石 黒 雅 浩

目 次

マニュアルの使い方	1
第1章 東京都の災害医療体制の概要と精神保健医療体制	3
I. 東京都の災害医療体制の概要	5
(「災害時医療救護活動ガイドライン」(平成30年3月改正)の災害医療体制の基本事項から)	
1. 東京都地域防災計画と災害時医療救護活動ガイドライン	5
2. フェーズとは	6
3. 首都直下地震等による東京の被害想定	7
4. 災害医療体制の特徴	11
5. 医療機関の役割	14
6. 医療救護所について	15
7. 医療チームの種別と活動内容	16
8. 災害医療の7つのキーワード (C S C A T T T)	17
II. 東京都の精神保健医療体制	18
1. 精神保健福祉施策の体系～平時の地域精神保健活動～	18
2. 平時の精神医療体制	20
3. 災害時の精神医療体制	22
第2章 東京DPATの平時の準備	23
I. 東京DPATとは	25
1. 東京DPATの定義	25
2. 東京DPATの編成	26
3. 東京DPATの指揮・命令系統	27
II. 平時の準備	29
1. 東京DPATの登録	29
2. 東京DPAT養成研修と訓練	31
3. 資機材・医薬品の確保	33
III. 費用の支弁	35
1. 費用負担	35
2. 補償	35
第3章 発災直後から出動までの東京DPATの活動	37
I. 活動の枠組み	39
1. 要請・派遣	39
(1) 基本的な考え方	39
(2) 都内発災時における派遣要請基準	39
(3) 都内発災時における派遣要請の流れ	40
(4) 都外における大規模災害発災時に被災した道府県等から要請があった場合	43
2. 出動するチームの活動の流れ	44
3. 情報システム	46

第4章 東京DPATの具体的な活動内容	47
フェーズ区分と東京DPATの主な活動	49
1. 東京DPATの活動の考え方	50
2. 東京DPATの活動	51
(1) 本部活動	51
(2) 被災区市町村における精神保健医療活動	58
3. 活動記録	72
4. 活動情報の引継ぎ	73
5. 活動の終結	73
資料編	1
1. これまでの大規模災害時に厚生労働省が発出した通知類	3
(1) 地震により被災した精神疾患患者の精神科医療機関の受け入れについて	3
(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続きについて(追加)	7
2. DPAT活動に必要な地域情報等	11
(1) 災害拠点病院一覧	11
(2-1) 都内精神科病院一覧	12
(2-2) 東京DPAT登録機関、災害拠点精神科(連携)病院一覧	13
(3) 各二次保健医療圏の情報	14
(4) 都立(総合)精神保健福祉センターの担当地域	33
(5) 東京DPAT調整本部連絡先	33
(6) 災害時の医療チーム等	34
3. 活動に必要な知識に関する情報	36
(1) トリアージ(START法)について	36
(2) 被災時の心理的負荷について	42
(3) 支援者のストレス要因	43
(4) PFA(WHO)について	44
(5) 要配慮者への対応について	47
(6) 搬送先調整における本部の役割分担	48
(7) 情報収集と連絡様式	51
4. その他	58
(1) 携行品リスト	58
(2) 普及啓発用チラシ類等	60
①普及啓発用チラシ類	60
・被災されたお子さんをお持ちの家族の方へ	60
・ほっと安心手帳	62
・夜、眠れない方のために	64
②スクリーニング尺度	66
・IES-R	66
・K6/K10日本語版	68
(3) その他、活動の参考になる関連情報の掲載ホームページ	70

本マニュアルの使い方

- 以下の5部構成になっていますので、必要な項目から読み進めることができます。
- 研修・訓練により内容を検証し修正するために加除式にしています。必要に応じて追加・削除を行うことができます。
- 常に新しい情報を追加していきましょう。

第 1 章

東京都の災害医療体制と
精神保健医療体制

東京都災害医療体制及び精神保健医療体制を記載しています。

第 2 章

東京DPATの平時の準備

東京DPATの編成・指揮命令系統・登録・研修・資
機材の確保など平時からの準備や費用の支弁を記載
しています。

第 3 章

発災直後から出動までの
東京DPATの活動

発災時における東京DPATの要請・派遣・出動する
チームの活動の流れ・使用する情報システムなどの
活動の枠組みを記載しています。

第 4 章

東京DPATの
具体的な活動内容

各フェーズに沿って、東京DPATの活動を想定し、
具体的な活動内容を記載しています。

資 料 編

資料編は、これまでの災害発生時に発出された通知
類や二次保健医療圏域の基礎情報、現地で活用する
ことを想定したリーフレット等を掲載しています。

